

愛知県教育委員会の保有する個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する処分に係る審査基準

平成 30 年 2 月 21 日制定

愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づく処分に係る愛知県行政手続条例（平成 7 年愛知県条例第 28 号）第 5 条第 1 項の規定による審査基準については次のとおりとする。

- 1 条例第 21 条第 1 項の規定に基づく開示する旨の決定は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されていない場合
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき。ただし、この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する。
 - (3) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に当該保有個人情報を開示する必要があるとき
- 2 条例第 21 条第 2 項の規定に基づく開示しない旨の決定は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求書の記載に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することが可能と認められる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報を管理していない場合（開示請求の対象が条例第 2 条第 5 号に規定する保有個人情報に該当しない場合を含む。）
 - (3) 開示請求に係る保有個人情報が全て不開示情報に該当する場合
 - (4) 開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分と他の部分とを容易に区分して除くことができないとき。
 - (5) 開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、不開示情報を開示することになる場合
 - (6) 開示請求に係る保有個人情報が、条例第 28 条又は第 44 条の規定により、開示請求できないものである場合
 - (7) 開示請求が権利の濫用であると認められる場合
- 3 1 及び 2 中のいずれかに該当するかの判断は、知事が定める判断基準に準じて行うものとする。

- 4 条例第31条の規定に基づき保有個人情報の訂正をする義務があるかどうかの判断は、知事が定める判断基準に準じて行うものとする。
- 5 条例第39条の規定に基づき保有個人情報の利用停止をする義務があるかどうかの判断は、知事が定める判断基準に準じて行うものとする。

保有個人情報該当性の判断基準（条例第2条第5号関係）

開示請求の対象が条例第2条第5号に規定する「保有個人情報」に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「実施機関の職員」とは、知事、各種行政委員(会)の委員、公営企業管理者、病院事業管理者及び警察本部長のほか、実施機関の職務上の指揮監督権限に服する全ての職員をいい、特別職か一般職か、常勤か非常勤かを問わない。また、実施機関の附属機関等の委員を含む。

県が設立した地方独立行政法人にあっては、理事長、理事等の役員を含むものである。

- 2 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において作成し、又は取得した場合をいい、職務に関連して職員が個人的に作成し、又は取得した備忘的メモ、参考資料等は除かれるものである。

職務には、地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により、実施機関が委任を受け、又は補助執行として処理している事務が含まれる。

なお、職員が地方公務員等共済組合法第18条などの規定により、他の法人その他の団体の事務に従事している場合の当該事務は、ここでいう職務に当たらない。

- 3 「当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織として共用しているという実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において事務上必要なものとして保有している状態をいう。したがって、起案を決裁に供する前の職員の個人的な検討段階にとどまる個人情報は、これに当たらない。

保有とは、個人情報について事実上支配している（個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）状態が該当する。

- 4 「ただし、行政文書（愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第2条第2項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。」とは、「保有個人情報」の範囲を愛知県情報公開条例が定めた「行政文書」に記録されているものに限る趣旨である。

したがって、職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であっても、行政文書化されていないものや電磁的記録物として作成されていないものは、「保有個人情報」には当たらない。

保有個人情報を行政文書に限ったのは、個人情報取扱事務の登録、自己情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求においては、行政文書化又は電磁的記録化されていないものを対象とすることが困難だからである。

行政文書のうち、図画には、当然、写真、スライド及びマイクロフィルムが含まれる。

不開示情報該当性の判断基準（条例第17条関係）

開示請求に係る保有個人情報が開示情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

なお、不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である。

第1 法令秘情報（条例第17条第1号）該当性について

- 1 「法令又は条例」とは、法律、政令、省令等及び他の条例をいう。
- 2 「開示請求者に開示することができないと認められる情報」には、明文の規定で開示請求者に対する開示が禁止されている情報のほか、法令又は条例の趣旨・目的に照らして本人に対する開示が禁止されていると解される情報が含まれるものである。

第2 第三者個人情報（条例第17条第2号）該当性について

1 第2号本文

- (1) 「開示請求者」とは、自己に関する保有個人情報の開示請求をした者（代理人が本人に代わって開示請求をした場合は、本人）をいう。
- (2) 「個人に関する情報」とは、氏名、住所、生年月日はもとより、信条（思想及び信教を含む。）、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得・財産の状況その他一切の個人に関する情報をいう。個人に関する情報である限り、住所、国籍にかかわらず、外国人も含めたあらゆる個人の情報を保護の対象とするものである。

「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

「特定の個人を識別することができるもの」とは、特定の個人が明らかに識別され、又は識別される可能性があるものをいう。例えば、氏名、住所、生年月日等のように、特定の個人が直接識別できるものは、これに当たる。

「（他の情報と照合することができ、それにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」とは、他の情報と照合することができる場合に、それにより間接的に特定の個人が識別され得ることとなるものを含むとする趣旨である。

照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報のほか、当該個人の友人、同僚、地域住民、親類など一部の者のみが入手しているか又は入手可能な情報も含むものである。

たとえば、匿名の手書きによる内部告発文書は、一見、個人識別性がないように見えるが、個人の筆跡は身近な人物が見れば特定の個人を識別できる場合があることから、当該文書全体を個人識別情報と解すべきである。

しかし、特別の調査をしなければ入手し得ないような情報については、

一般的には、「他の情報」に含めて考える必要はない。

なお、照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが必要となる。

「個人識別符号」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

- (3) 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの」とは、特定の個人が識別されないが、開示することにより、人格的・財産的な権利利益等個人の権利利益を侵害するおそれがあるものをいう。例えば、匿名の未発表の研究論文のほか、氏名を伏せたカルテや開示請求に係る保有個人情報の本人との関係を記した反省文等がこれに該当する。これらは、内容によっては個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な権利利益を侵害するおそれがあり、これらを不開示とする合理的な必要性が認められるので、不開示情報として明示したものである。
- (4) 本号に該当する可能性のある保有個人情報としては、次のようなものが考えられる。
- ・ 県民相談の記録
 - ・ 農事調停事件の記録

2 第2号ただし書イ

- (1) ただし書イは、法令等の規定や慣行により開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報は、開示しても社会通念上個人の権利利益を侵害するおそれがなく、仮に侵害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲にとどまると考えられるので、例外的に開示することとしたものである。
- (2) 「法令若しくは条例」とは、第1号にいう「法令又は条例」と同義である。
- (3) 「法令若しくは条例の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」とは、法令等により、何人でも閲覧をすることができる定められている情報を含み、閲覧等に当たって有料であると無料であるとを問わない。ただし、利害関係人等に限って閲覧が認められている情報や請求の目的等によって閲覧が制限されている情報は含まない。

また、積極的に公示、公表等が行われる場合のほか、県民等の求めに応じて提供する取扱いがされている場合を含む。

3 第2号ただし書ロ

- (1) ただし書ロは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示す

ることが、不開示とすることによって保護される利益に優越して必要であると認められる情報は、例外的に開示することとしたものである。

- (2) 「開示することが必要であると認められる」とは、不開示とすることにより保護される利益と開示することにより保護される人の生命、健康、生活又は財産を比較衡量し、後者が優越する場合をいう。この比較衡量は、個人に関する情報には個人的な性格が強いものから社会的性格が強いものまで様々なものがあること、人の生命、健康等と生活及び財産とでは開示することにより保護される利益の程度に相当の差があることを踏まえた上で行うものとする。この際、特に個人の人格的な権利利益の保護に欠けることがないよう十分配慮するものとする。

4 第2号ただし書ハ

- (1) ただし書ハは、公務員等の職務遂行に係る情報は、行政事務に関する情報であるとともに、当該公務員等の個人に関する情報であるが、この条例の目的を実現するために、これを例外的に開示することとしたものである。
- (2) 「公務員等」とは、国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。また、国家公務員及び地方公務員は、一般職であるか特別職であるか、常勤であるか非常勤であるかを問わない。
- (3) 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が職に応じて、その担当する事務事業を執行するに当たって記録された情報をいい、公務員等の個人の私的な情報等は含まれない。
- (4) 「公務員等の氏名に係る部分を開示することにより当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」とは、私生活においても個人を識別する基本的な情報として一般に用いられている公務員等の氏名を開示することにより、当該公務員等の私生活等に影響を及ぼす可能性がある場合をいう。この場合、「不当」であるかどうかは、当該公務員等の職務遂行の内容等に照らし判断するものである。

なお、公務員等の職に関する情報は、行政事務に関する情報としてはその職務行為に関する情報と不可分の要素であることから、仮に特定の公務員等を識別し得る場合であっても、開示の対象となることに留意する必要がある。

- (5) 「当該公務員等が規則で定める職にある警察職員である場合にあつては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く」とは、警察職員のうち一定の職にある者については、その職務の特殊性から、氏名を開示することにより、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼす可能性が高いことから、氏名を開示の対象としないこととしたものである。なお、氏名を不開示扱いとする警察職員の範囲は、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職

及びこれに相当する職にある警察職員である(規則第8条)。

第3 未成年者等情報(条例第17条第3号) 該当性について

1 「当該本人の権利利益を侵害するおそれがある情報」とは、当該個人情報の性質、開示に至る状況や経過などから客観的に判断して、本人と代理人との利益が相反するおそれがある情報をいう。

具体的には、次のようなものが考えられる。

- ・法定代理人から虐待を受けている未成年者の児童相談記録、調査記録及び一時保護した児童の状況等の記録等
- ・法定代理人が未成年者等に対する権利侵害について刑事上の責任を問われている場合等で、当該権利侵害に係る未成年者等の個人情報記録されているもの

2 「権利利益を侵害するおそれ」があるかどうかの判断は、当該個人情報の性質、開示に至る状況や経過などを総合的に勘案し、客観的に判断するものである。

第4 評価等情報(条例第17条第4号) 該当性について

1 「評価、診断、選考、指導、相談等」とは、列挙された事務事業及び判定、推薦等これらに類する事務事業をいい、県の行う事務事業のみならず、県以外のものを行う事務事業を含むものである。

2 「事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある」とは、請求者に開示することにより、事務の適正な遂行が著しく困難になる可能性が客観的に認められることをいい、次のような場合が考えられる。

- (1) 開示することにより、今後の本人に対する評価、診断等の事務事業を適切に行うことに著しい支障を生ずる場合
- (2) 開示しても本人に対する評価、診断等に影響することはないが、開示することにより、今後、反復継続して行われる本人以外の者に対する当該事務事業の適切な執行に著しい支障を生ずる場合

3 本号に該当する保有個人情報の具体例としては、次のようなものが考えられる。

- ・調査書(内申書)
- ・論述式試験の採点後の答案用紙
- ・カルテ、医師の意見書等
- ・面接関係書類

第5 事業活動情報(条例第17条第5号) 該当性について

1 「開示請求者」とは、自己に関する保有個人情報の開示請求をした者(代理人が本人に代わって開示請求をした場合は、本人)をいう。

2 「開示することが必要であると認められる」とは、不開示とすることにより保護される利益と開示することにより保護される人の生命、健康、生活又

は財産を比較衡量し、後者が優越する場合をいう。事業者の事業活動によって生ずる人の生命、健康、生活又は財産に対する危害又は支障が現実が発生している場合のほか、その発生の蓋然性が高い場合において、当該事業活動に関する情報の開示がその危害若しくは支障を排除し、拡大を予防し、又は発生を予防するために必要な場合がこれに相当する。比較衡量に当たっては、開示することにより保護される利益の性質及び内容を十分踏まえるものとする。

- 3 「競争上の地位その他正当な利益を害する」とは、法令又は社会通念に照らして事業者が有すると考えられる利益が損なわれることをいう。開示することにより事業者の正当な利益を損なう情報としては、例えば、技術開発・営業経営上のノウハウ、内部管理上の情報、信用・評価に関わる情報で、請求者に開示することにより、当該事業者が競争上不利な立場に立たされたり、社会的評価の低下となるもののほか、社会通念上、団体の内部事項とされる情報で、請求者に開示することが団体に対する不当な干渉と認められるものなどが考えられる。

具体的な判断に当たっては、情報の内容のみならず、請求者と当該事業者との関係を勘案して個別に判断することとなる。

なお、愛知県情報公開条例により開示される情報は、開示することにより事業者の正当な利益を損なうものとは認められないので、本号に該当しない。

- 4 「開示しないとの条件」とは、提供者が不開示を条件とし実施機関がその条件を了解した場合のほか、実施機関が不開示を条件として収集した場合を含む。開示しないとの条件は、原則として、調査票、協議書等の書面に、「他の目的に使用しない」、「公開しない」等の記載のあるもの、その他提供を受けるとき、提供者から開示しない旨の条件が付されたものをいう。なお、「条件」の前提として、「実施機関の要請」が前提となっていることに留意する必要がある。

なお、「開示しないとの条件」には、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も含まれる。

- 5 「任意に提供されたもの」とは、法令等の根拠に基づかず、相手方の協力等により実施機関に提供された情報をいう。
- 6 「当該条件を付することが…合理的であると認められる」とは、情報の性質、当時の状況のほか、実施機関と事業者との関係等を考慮して、条件を付すことが常識的にも理解できる場合に限られる。
- 7 「当時の状況等」とは、開示しないとの条件を付すことの合理性の判断は、原則として、条件が付された当時の状況により行うものであるが、必要に応じてその後の事情の変化を考慮するとの趣旨である。したがって、開示しないとの条件で任意に提供された情報であっても、その後、提供者が開示した

もの、開示することについて提供者の承諾が得られたものについては、当該条件が解除されたものとみなすものである。

8 本号に該当する可能性のある保有個人情報としては、次のようなものが考えられる。

- ・消費生活相談の記録
- ・不当労働行為事件の調書

第6 犯罪捜査等情報（条例第17条第6号）該当性について

- 1 本号は、犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨である。したがって、個人テロ等の不法な侵害行為からの人の生命、身体等の保護に関する情報は本号の対象であるが、風俗営業等の許認可、感染症予防、衛生監視等のいわゆる行政警察に関する情報は、本号の対象ではなく、第8号により開示・不開示が判断されることとなる。
- 2 「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、健全な社会生活その他の公共の安全と秩序を維持するために必要な警察活動をいう。
- 3 「支障を及ぼすおそれがある」とは、人の生命、身体、財産等の保護が図られなくなったり、警察活動等が阻害され、又は適正に執行できなくなる可能性がある場合をいう。
- 4 「実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とは、司法の場においては、実施機関の第1次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内であるかどうかを審査・判断するものであることを示すものである。これは、本号に係る情報の性質上、開示・不開示の判断に、犯罪等に関する専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認められるためである。

第7 審議等情報（条例第17条第7号）該当性について

- 1 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に直接使用された情報のほか、これらに関連して県の機関、国等が作成し、又は取得した情報をいう。
- 2 「率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。
- 3 予想される支障が「不当」なものであるかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示とすることによる利益とを比較衡量して行うものである。
- 4 審議等に関する情報については、実施機関としての意思決定が行われた後

は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意が必要である。また、当該審議、検討等に関する情報が開示されると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、本号に該当し得る。

第8 行政運営情報（条例第17条第8号）該当性について

- 1 「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業」とは、イからホに例示した事務事業のほか、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う一切の事務事業をいう。
- 2 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」であるかどうかの判断は、公益的な開示の必要性等種々の利益を比較衡量して行うものである。判断に当たっては、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、かつ、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されることに留意する必要がある。
- 3 監査、交渉、試験その他同種のものが反復されるような性質の事務事業にあっては、ある個別の事務事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務事業の適正な遂行に支障を生ずることがあり得るが、これも、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」場合に該当する。
- 4 イからホに掲げた事務事業ごとの支障は、実施機関に共通的に見られる事務事業に関し、容易に想定されるものを例示したものであるので、個別の事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、本号に該当する。

部分開示に関する判断基準（条例第 18 条関係）

開示請求に係る保有個人情報について、部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準による。

- 1 「容易に区分して除くことができる」とは、第 17 条各号に該当する不開示情報が記録されている部分を区分して除くことが物理的・技術的に困難でなく、かつ、時間、経費等から判断して容易である場合をいう。
- 2 録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうち一部の発言内容のみに不開示情報が含まれている場合や、録画されている映像中に不開示情報が含まれている場合などでは、不開示情報部分のみを除去することが容易ではないことがあり得る。このような場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定することになる。
- 3 電磁的記録について、不開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができない場合」に該当する。
- 4 「開示請求者」とは、自己に関する保有個人情報の開示請求をした者（代理人が本人に代わって開示請求をした場合は、本人）をいう。
- 5 「氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等」には、第 17 条第 2 号に規定する「他の情報と照合することができ、それにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」が含まれる。

「個人識別符号」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 2 条第 3 項に規定する個人識別符号をいう。

- 6 「開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるとき」とは、開示しても、人格的・財産的な権利利益等個人の権利利益を害するおそれがない場合をいう。したがって、個人の未発表の研究論文、研究計画等の財産権に関する情報や、カルテ、反省文等個人の人格と密接に関連する情報は、特定の個人を識別することができる部分を除いたとしても、開示することにより、なお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、部分開示することにはならない。

裁量的開示に関する判断基準（条例第19条関係）

個人の権利利益を保護するための裁量的開示を行うかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「第17条第1号に掲げる情報を除く」とは、法令又は条例の定めにより、開示することができない情報については、実施機関が裁量的に開示できないことを確認的に規定したものである。
- 2 不開示情報は、人の生命、健康等を保護するために開示することが必要なものを除くなどの比較衡量を行った上でなお不開示とすることの必要性が認められる情報であることから、「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認める」かどうかの判断に当たっては、個々の不開示情報の規定により保護すべき利益の性質及び内容を考慮し、これを不当に害することのないようにするものとする。

保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準（条例第 20 条関係）

開示請求に対し、保有個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる」とは、開示請求に係る保有個人情報の存否自体の情報が第 17 条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいい、例えば、内偵情報、候補者名簿、内部告発情報に関する開示請求に対して不開示又は不存在の回答をすることにより、当該個人を対象とした犯罪捜査の有無、候補者としているか否か、内部告発の有無を明らかにしてしまう場合などがこれに当たる。
- 2 開示請求に係る保有個人情報が存在しない場合であっても、本条の適用があることに留意する必要がある。
- 3 「当該開示請求を拒否すること」は、第 21 条第 2 項の規定に基づき「開示をしない旨の決定」をすることにより行う。

訂正請求に関する判断基準（条例第 31 条関係）

条例第 31 条の規定に基づき実施機関が保有個人情報の訂正をする義務があるかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「訂正請求に理由がある」とは、実施機関による調査等の結果、請求どおり保有個人情報が事実でないことが判明したときをいう。
- 2 「利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない」

(1) 訂正請求権制度は、実施機関の努力義務として定めている第 10 条第 1 項の「正確かつ最新の状態」の確保を受けて、本人が関与し得る制度として設けるものであり、本条は第 10 条第 1 項と同様に、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるものである。訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。

(2) 請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で行えばよく、訂正をすることが利用目的の達成に必要でないことが明らかな場合は、特段の調査を行うまでもない。

具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合は、訂正する必要がないことが考えられる（過去の一定時点での住所を記録することが利用目的である場合には、転居により住所が変わったとしても訂正する義務はないことになる。）。

(3) 適切な調査等を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認ができないこととなるから、実施機関としては、訂正決定を行うことはできない。ただし、運用上、事実関係が明らかではない旨を追記する等の適切な措置を講じておくことが適当な場合もあり得る。

- 3 訂正請求は、請求に係る保有個人情報の正確性を確保する観点から行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた保有個人情報それ自体であり、当該情報に基づいてなされた行政処分の効力に直接に影響を及ぼすものではない。行政処分の効力自体の争いは、別途、当該行政処分を対象とする争訟手続により解決されるべき問題である。

- 4 訂正請求書の記載に不備がある場合は、訂正をしない旨の決定を行う。ただし、当該不備を補正することが可能と認められる場合は、原則として、訂正請求者に補正を求めるものとする。

利用停止請求に関する判断基準（条例第 39 条関係）

条例第 39 条の規定に基づき実施機関が保有個人情報の利用停止をする義務があるかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「利用停止請求に理由がある」とは、第 37 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する違反の事実があると実施機関が認めるときである。その判断は、当該実施機関の事務又は、保有個人情報の利用目的及び条例の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要がある。
- 2 「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、第 37 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する違反状態を是正する意味である。
- 3 「必要な限度」とは、例えば、利用停止請求に係る保有個人情報について、その全ての利用が違反していれば全ての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるということである。

例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足りる。この場合、当該保有個人情報を消去するまでの必要はなく、仮に消去してしまうと、本来の利用目的内での利用も不可能となり、適当でない。

- 4 利用停止請求は、請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保する観点から行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた保有個人情報それ自体であり、当該情報に基づいて既になされた行政処分の効力に直接に影響を及ぼすものではない。行政処分の効力自体の争いは、別途、当該行政処分を対象とする争訟手続により解決されるべき問題である。
- 5 「当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない」とは、利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が優越するような場合にまで利用停止を行う義務を課すことは、公共の利益の観点からみて適当でない。このため、こういった場合に限り、利用停止をする義務を負わないこととしたものである。
- 6 利用停止請求書の記載に不備がある場合は、利用停止をしない旨の決定を行う。ただし、当該不備を補正することが可能と認められる場合は、原則として、利用停止請求者に補正を求めるものとする。